

# 独立行政法人海技教育機構契約事務取扱細則

平成18年4月1日  
海技教育機構達第38号

最終改正 平成28年 4月 1日海技教育機構達第58号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 一般競争参加者の資格（第3条－第5条）
- 第3章 一般競争契約（第6条－第17条）
- 第4章 指名競争契約（第18条－第22条）
- 第5章 総合評価落札方式（第23条）
- 第6章 随意契約（第24条－第27条）
- 第7章 契約の締結（第28条－第31条）
- 第8章 契約の履行（第32条－第36条）
- 第9章 その他（第37条－第39条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 独立行政法人海技教育機構会計規程（平成18年海技教育機構規程第32号。以下「規程」という。）の定めるところにより、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて別に定める場合を除き必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

#### （契約審査委員会）

第2条 契約締結事務に関する事項を審査するため機構に契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の構成及び運営については、別に定める。

### 第2章 一般競争参加者の資格

#### （一般競争に参加させることができない者）

第3条 理事長又はその委任を受けた職員は、特別の事由のあるもののほか、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を一般競争に参加させることができない。

#### （一般競争に参加させないことができる者）

第4条 理事長又はその委任を受けた職員は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 2 理事長又はその委任を受けた職員は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
  - 3 理事長又はその委任を受けた職員は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を競争に参加させないことができる。  
(一般競争参加者の資格)

第5条 理事長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争契約（以下「一般競争」という。）に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 理事長又はその委任を受けた職員は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、理事長の定めるところにより、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 3 一般競争に参加する者の資格は、国土交通省における競争参加の資格を有する者とするすることができる。

### 第3章 一般競争契約

(入札の公告等)

第6条 理事長又はその委任を受けた職員は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 一般競争入札に付する事項
  - (2) 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所
  - (4) 一般競争執行の場所及び日時
  - (5) 入札保証金に関する事項
  - (6) その他必要な事項

(入札の無効)

第7条 理事長又はその委任を受けた職員は、前条の入札公告において、当該広告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第8条 理事長又はその委任を受けた職員は、規程第36条及び第37条の規定による競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に現金又は確実に認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第9条 理事長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 第5条に規定する資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められたとき。

(予定価格の作成等)

第10条 理事長又はその委任を受けた職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 理事長又はその委任を受けた職員は、前項に規定する予定価格調書を開札又は見積書を徴収するときまで金庫等に保管し、他に漏れることのないようにしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づき取引価格(料金)が定められていること、その他特別の事由があることにより特定の取引価格(料金)によらなければ契約が不能若しくは困難であると認められるとき。

(2) 前号以外の契約で、その予定価格が100万円を超えないとき。

(予定価格の決定方法)

第11条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 理事長又はその委任を受けた職員は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条及び本条第1項及び第2項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。

(予定価格の省略)

第12条 規程第38条ただし書の規定により予定価格を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 緊急を要する修理
- (2) 合同庁舎の維持に要する経費
- (3) 水道光熱費等、公共料金に相当する経費
- (4) 特定の取引価格(料金)によらなければ不能若しくは困難であると認められる契約

(開札)

第13条 理事長又はその委任を受けた職員は、公告に示した競争執行の場所及び日時に入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第14条 理事長又はその委任を受けた職員は、前条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第15条 理事長又はその委任を受けた職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においてさらに入札に付そうとするときは、第6条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第16条 理事長又はその委任を受けた職員は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第17条 支払の原因となる契約のうち、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすること

ができる。

- 2 理事長又はその委任を受けた職員は、前項において、最低価格の入札者を落札者とし不在場合は、その理由を、書面をもって契約審査委員会に提出し、その者を落札者とし不在ことについて承認を得なければならない。

#### 第4章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第18条 規程第36条の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 上記以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名基準)

第19条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第5条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

(競争参加者の指名)

第20条 理事長又はその委任を受けた職員は、指名競争に付する場合は、なるべく5人以上指名しなければならない。

(指名替)

第21条 入札者若しくは、落札者が不在場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第8条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

(一般競争に関する規程の準用)

第22条 第3条から第5条、第7条、第13条及び第14条及び第16条及び第17条の規定は、指名競争の場合に準用する。

#### 第5章 総合評価落札方式

(総合評価落札方式)

第23条 一般競争契約又は指名競争契約に付そうとするときに、価格の多寡以外に競争に参加する者の資力、実績、技術等を評価に加えることができる。

- 2 総合評価落札方式に関して必要な事項は別に定める。

## 第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第24条 規程第37条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
  - (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
  - (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
  - (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
  - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
  - (6) 上記以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
  - (7) 運送又は保管をさせるとき。
  - (8) 国、地方公共団体、その他公法人与契約するとき。
  - (9) 外国で契約をするとき。
  - (10) 機構の生産物に関する物品を売り払うとき。
  - (11) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 2 理事長又はその委任を受けた職員は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。
- 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(分割契約)

第25条 前条第2項及び第3項の場合において、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴収)

第26条 理事長又はその委任を受けた職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 慣習上見積書を徴する必要のないもので、理事長又はその委任を受けた職員が認めたときは、これを徴することを省略することができる。

(公募、企画競争)

第27条 規程第37条第3項により公募、企画競争を行う場合は、別に定める方法により、事前にホームページ等に公示を行った上で実施するものとする。

## 第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第28条 理事長又はその委任を受けた職員は、規程第41条の規定により作

成する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、遅滞金、違約金等
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約の解除
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項  
(契約書の作成の省略)

第29条 規程第41条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、契約金額が150万円を超えない契約及び契約の性質上契約書の作成を要しないと認められる契約とし、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

(契約保証金)

第30条 理事長又はその委任を受けた職員は、契約の相手方に、現金又は確実と認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第31条 理事長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を結んだとき。
- (3) 第5条に規定する資格を有する者による競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

## 第8章 契約の履行

### (監督の方法)

第32条 規程第42条に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、理事長又はその委任を受けた職員が、自ら又は監督職員を命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

### (検査の方法)

第33条 規程第42条に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、理事長又はその委任を受けた職員が、自ら又は別表に定める検査職員、若しくは別途任命した検査職員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

### (職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第34条 理事長又はその委任を受けた職員は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難な場合には、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

### (検査調書の作成)

第35条 理事長又は第33条により検査を命ぜられた検査職員は、契約に係る給付の完了を確認した場合は、検査調書を作成しなければならない。

### (監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第36条 理事長又はその委任を受けた職員から命ぜられて監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

## 第9章 その他

### (長期継続契約)

第37条 次に掲げるものについては、長期継続契約を締結することができるものとする。

- (1) 電気、ガス及び水道の契約
- (2) 電気通信役務の適用を受ける契約
- (3) 土地、建物の賃貸借契約
- (4) 物品等の賃貸借契約
- (5) 前各号に掲げるのものほか、取引上特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した契約

### (準用規程)

第38条 機構の契約事務については、この細則に定めのある場合を除き、会計法（昭和22年法律第35号）等の国の取扱いの例により行うものとする。

(改廃)

第39条 この細則の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日海技教育機構達79号）

この達は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日海技教育機構達12号）

この達は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月4日海技教育機構達22号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月18日海技教育機構達9号）

この達は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日海技教育機構達13号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年海技教育機構達第9号）

この達は、公布の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日海技教育機構達第58号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。